

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の  
一部を改正する省令案等に対する意見募集  
について提出された意見に対する意見提出者の一覧  
(意見募集期間：令和元年9月28日(土)～同年10月28日(月))

計 11 者 (法人等：7 者、個人：4 者)

(提出順、敬称略)

受付	意見受付日	意見提出者
1	令和元年9月28日	個人A
2	令和元年10月1日	個人B
3	令和元年10月1日	個人C
4	令和元年10月5日	個人D
5	令和元年10月28日	一般社団法人テレコムサービス協会
6	令和元年10月28日	株式会社オプテージ
7	令和元年10月28日	株式会社NTTドコモ
8	令和元年10月28日	ソフトバンク株式会社
9	令和元年10月28日	Wireless City Planning 株式会社
10	令和元年10月28日	株式会社インターネットイニシアティブ
11	令和元年10月28日	KDDI 株式会社

電子政府の総合窓口「e-Gov」を經由して提出された意見一覧

○案件番号：145209391

○案件名：電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集

受付	意見提出者	該当箇所	御意見
1	個人A	—	「MNO（移動体通信事業者）」が独占している既得権益でのSIMカードのロックを解除すれば、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入が容易に成る構造と、私し個人は思います。具体的には、全体的なバランスを考えますと、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」が独占している既得権益での「FTTH（光ファiber）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」が「トラフィック（回線混雑）」を招く構造としますので、「NTT 西日本」及び「NTT 東日本」をバランス良く廃止して行く事が先決と、私は考えます。要するに、総務省が「運用及び管理」している古い構造での「NHK（日本放送協会）」が独占している既得権益での「衛星衛星回線（サテライトシステム）」における「4K・8K」が独占されるとしますので、「NHK（日本放送協会）」を廃止して行く事が先決と、私は思います。
2	個人B	—	光ケーブル通信サービスに関しても携帯・スマホ同様、更なる競争を促し、料金の低廉化を図るべき。現状、マンションと戸建で料金差が大きい。 契約途中で解約した場合の違約金（契約解除料）も、モバイル同様に低廉化を図る必要があるものと思われる。
3	個人C	—	通信契約者のない人がSIMロック解除を行う際に、auやSoftBankでは店舗で手数料を支払って行う方法しか用意されていない為、48回分割プランで通信契約無しで端末を購入した場合や、中古端末を購入した際には、SIMロック解除する際、必ず店舗へ出向いて手数料を支払う必要があるのが、金銭面や時間や手間が掛かり負担に感じる。  中古端末の利用拡大には通信契約のある人と同様に気軽にWebサイト上での無料での解除が出来る様、義務付ける必要があるのではないかと。

4	個人D	—	<p>特定されれば首が飛ぶため匿名で失礼します。 携帯キャリアショップで働いているものです。</p> <p>さて、携帯ショップに細かく膨大なノルマがあるのは皆さん周知の通りですが、通常の営業職と異なり、基本的にはキャリア様（ドコモ、au、ソフトバンク）からそれが下りてきます。 そこで キャリア様側はあくまで指標だとおっしゃいますが、これは実質的に強制です。 付帯率や達成率が悪いと店舗運営に必要な不可欠な支援金がなくなり、施策も一切なくなります。 施策やキャンペーンがない店舗で誰が契約をするでしょうか。</p> <p>また、これはどうかと思うのですが、例えば今年の9月度などはなんとキャリア様から「機種変更のお客様に新規SIMカードのみを販売して欲しい。例え使用者が居なくても。最悪短期で解約してもらってもいい」と指示がありました。 これってどうなんでしょうか。</p> <p>私達も不要なプランやオプション、不要なタブレットやコンテンツなど、お客様に強制したくはないのです。 しかし、そうしなければやっていけない現状があります。</p> <p>キャリア様は、携帯ショップで何か問題が起こるたび「私達は関係ない」とのスタンスを取り、代理店が責任を取らされます。 しかし、それを強制しているのはキャリア様です。 ドコモ、au、ソフトバンクどれも同じです。 しかし、誰も「キャリア様絶対正義」の現状に声を上げません。</p>
---	-----	---	--

			<p>明らかにキャリア様の立場が上すぎる。</p> <p>どうかこの現状をご理解いただき、何か対策を講じていただけないでしょうか。</p> <p>せめてオプションやコンテンツの強制だけでも排していただけると 私達もお客様も納得できると思います。</p> <p>何卒宜しくお願い致します。</p>
--	--	--	---

# 意見書

令和元年10月28日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんぼしにんぎょうちょう  
東京都中央区日本橋人形町3-10-2

フローラビル8階

氏名

いっぱんしゃだんほうじん  
一般社団法人テレコムサービス協会

かいちょう すず き こう いち  
会長 鈴木 幸一

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>・ 総論</p>	<p>今般の電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書（令和元年9月25日公表）における「移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方」を踏まえたものであり、賛同いたします。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入は、MVNOの事業運営上大きなウエイトを占める接続料に関し、MVNOにおける予見性の向上等が大いに期待でき、ひいてはモバイル市場の健全な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p>その点、令和2年度に適用される接続料から将来原価方式による算定がなされ、またMVNOに対して適切な時期に必要な情報開示が実施されるよう、速やかに本案にて省令等が改正されることを希望いたします。</p> <p>加えて、運用開始後も、審議会等での検証や生じた課題に対する検討等を継続的にまた可能な限りオープンに実施頂きながら、適宜必要な見直しを行って頂くようお願いいたします。</p>
<p>・ 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案</p>	<p>&lt;第二種指定電気通信設備接続料規則第13条関係&gt;</p> <p>改正案のとおり、「データ伝送交換機能（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）について、将来原価方式により算定する接続料（予測接続料）及び実績原価方式により算定する接続料（精算接続料）を設定する」ことに賛同します。</p> <p>なお、回線数単位接続料については、以下の観点から、将来原価方式による算定の対象とすることが必要との考えですので、申し添えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IoT利用等、小容量しか使用しない、取扱うトラフィックの小さい事業者においては、接続料支払額における回線数単位接続料の占める割合が高いと考えられるところ、当該事業者にとって回線数単位接続料は重要なコスト指標であり、その予見性が高まることは、事業運営上有益である</li> <li>・ 例えば、IoT利用が進むことで回線数がこれまで以上に飛躍的に伸び、回線数単位接続料が大きく変動するといったことが想定されるなど、MVNOにおいて予見性が十分確保できているとは言い難い</li> </ul>

	<p>&lt;第二種指定電気通信設備接続料規則第6条第3号、第13条関係&gt;  改正案のとおり、「将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年」とし、「予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定する」ことを毎年度行うことについて賛同いたします。</p> <p>接続料がMVNOの事業運営において大きなウェイトを占めるなか、合理的に算定された3年先までの接続料を、毎年把握できることは、MVNOが事業見通しを立てるうえで、極めて有用であります。また、二種指定事業者にて、状況変化等を適時に反映し毎年3年分の接続料を算定頂くことは、MVNOが独自に想定するよりも、はるかに精度が高いと考えられるため、MVNOにおいて、より現実的な計画に基づく事業運営が可能になるうえ、MNOとMVNOとのイコールフットィングの観点からも望まれるものと考えております。</p>
<p>・平成28年総務省告示第107号の一部を改正する告示案</p>	<p>&lt;電気通信事業法施行規則第23条の9の3第2項関係&gt;</p> <p>接続料の届出時期に関し、改正案のとおり、精算接続料は「事業年度経過後9月以内（12月末まで）」、予測接続料は「事業年度経過後11月以内（2月末まで）」とし、電気通信事業法施行規則において明確に期限を規定することに賛同いたします。</p> <p>接続料の届出時期については、当委員会より、以下のように早期化等を強く要望していたところであり、それを考慮頂いたものとして感謝申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度に適用される接続料の届出について、二種指定事業者における、より最新の予測値が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できるタイミング（第4四半期の早い段階）</li> <li>・精算に用いられる実績値の算出については、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できるタイミング（第3四半期の早い段階）</li> </ul> <p>改正案のとおり、「開示の請求があった者に開示する情報に、①原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率 ②予測値の具体的な算定方法」を追加し、また「需要の対前年度について、毎事業年度経過後6月以内に更新する」よう改めることに賛同いたします。</p> <p>これは、MVNOにおける予見性等がさらに高まるとともに、ステークホルダーに対する説明が可能になる等、MVNOの事業運営上、有益な措置であると考えます。</p> <p>なお、開示頂く情報については、今回の措置の趣旨・目的に鑑み、できる限り具体的な記載、粒度の細かい数値であることが望まれますので、十分配慮頂くようお願いいたします。</p>

<p>・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案</p>	<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインを改正し、「予測値の算定の考え方」「予測値の算定方法の検証」「予測と実績の乖離の理由に係る情報提供」に関する事項を規定することについて賛同いたします。</p> <p>なお、「予測と実績の乖離の理由に係る情報提供」に関して、「二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい」とされているところ、MVNOからの要望等に対し、二種指定事業者が適時適切に対応しているか等について、総務省においても注視頂くとともに、問題があると判断される場合には必要な措置を講じて頂くようお願いいたします。</p>
--	--

以上



意見書

令和元年10月28日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちょうめ1ばん5ごう

住所 大阪府中央区城見2丁目1番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ オプテージ

氏名 株式会社 オプテージ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう あらき まこと

代表取締役社長 荒木 誠

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
総論	弊社から申し上げていた「将来原価方式の導入等」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。「データ伝送交換機能の接続料」の予見性向上等が進めば、MVNO が経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できるため、省令案等に賛同いたします。
電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案 電気通信事業法施行規則 改正後 第二十三条の九の三 2 (略)当該予測接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(略)の経過後十一月以内に」と、当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(略)の経過後九月以内に」とする	省令案の通り、予測接続料や精算接続料の届出時期を明確化することに賛同いたします。特に、精算接続料の届出時期を早期化することにより、MVNO が将来の見通しを踏まえたサービス開発計画の策定や、別事業への資金有効活用等といった経営上のメリットを得ることができ、利用者利便の向上も期待できると考えます。
電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案 第二種指定電気通信設備接続料規則 改正後 第十三条 3 将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料(以下「予測接続料。’)は、三事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする	MNO は最新の情報、将来の見通しを踏まえ設備投資額、費用、需要を常に予測していると考えられるところ、改正案の通り、「3 年度分の接続料の算定を毎年度行うこと」は、MNO と MVNO で同等の予見性を確保することに資すると考えますので賛同いたします。
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 改正後 コ) 将来原価方式を用いた算定 b 算定方法 予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。 具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。 また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。	ガイドライン改正案の通り、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することに賛同いたします。接続料は MVNO の事業構造上非常に大きなウェイトを占めるものであることから、予測と実績の差額が大きくなるよう措置することが必要と考えられるところ、改正案はこれらに資するものと考えます。

<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 改正後</p> <p>コ)将来原価方式を用いた算定</p> <p>c MVNOへの情報提供</p> <p>予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。</p>	<p>原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由について MVNO へ情報提供されることは、MNO と MVNO で同等の予見性を確保することに資すると考えますので賛同いたします。今後、総務省殿においては MNO における情報提供の状況を確認いただき、公正競争環境確保等の観点で課題がないか注視いただくことを要望いたします。</p>
<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 改正後</p> <p>コ)将来原価方式を用いた算定</p> <p>(略)</p> <p>このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする45。</p> <p>45 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に關係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。</p>	<p>ガイドライン改正案の通り、算定方法の適正性を検証することに賛同いたします。なお、一種指定制度における予測値の算定方法については、これまで「審議会での検証」や「算定根拠の公表による意見募集」等が何年もかけ繰り返し行われ、その適正性が向上してきた実績があることから、二種指定制度においても一種指定制度を参考に検証が行われる等により、算定方法の適正性が向上していくことを期待いたします。</p>

以上

# 意見書

令和元年10月28日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 【総論】

「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書(案)」に関する当社意見にて記載のとおり、MNO と MVNO の公正競争を一層促進させることを目的に、MVNO の更なるキャッシュフロー負担の軽減及び予見性の向上という観点から、将来原価方式を導入するにあたっては、モバイル市場の熾烈な競争環境において将来の費用や需要を合理的に予測することは困難であることに十分留意いただき、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールを考え方を逸脱しないことを大前提としつつ、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいと考えます。

## 【各論】

該当箇所	意見
MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン  コ) 将来原価方式を用いた算定	<p>先述のとおり、熾烈な環境下にあるモバイル市場においては、将来の費用や需要を複数年にわたって正確に予測することは極めて困難であることに十分留意し、将来原価方式を用いた算定の方法については、事業者の過度な負担とならない簡易な予測方法とすることが適当と考えます。</p> <p>また、予測と実績の乖離は生じ得るものと考えられることから、総務省において算定方法の検証を行う場合には、乖離が生じたことのみを以て直ちに問題であるとの判断をされることのないよう、十分に留意いただくことが必要であると考えます。</p> <p>二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要との点についても、事業者によってネットワークにおける戦略等が異なることが十分に考えられることから、事業者間での単純比較等による検証の結果による見直しを拙速に求めることのないよう、慎重な検討が必要と考えます。</p>

以上

# 意見書

令和元年 10月 28日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO  
みやうち けん  
宮内 謙

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 Wireless City Planning 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう けん しーいーおー  
代表取締役社長 兼 CEO  
みやうち けん  
宮内 謙

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン [脚注] 45	<p>第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）が届出する算定根拠については、将来の経営方針を表す非常に秘匿性の高い情報となるため、算定結果の検証や報告での活用に当たっては、原則、総務省殿限りとして頂くことが前提であり、有識者等へ開示する場合には開示レベルを工夫する等を行ったうえ、二種指定事業者に事前に了解を取って頂く等、情報の取り扱いには慎重にご対応頂きたいと考えます。</p> <p>接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却って MVNO の予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等（制度変更等に依るものを含む）により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合においては、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを十分に経たうえで行うこととし、単年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。</p> <p>加えて、算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係らず、MNO の運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNO の負担増が殆ど考慮されずに見直すこととなりましたが、MNO における運用面の課題を継続的に注視いただき、随時見直しの必要性を検討して頂くよう強く要望します。</p>

以上

## 意見書

令和元年10月28日

総務省  
総合通信基盤局 電気通信事業部  
料金サービス課 御中

郵便番号 102-0071

住所

とうきょうとちよだくふじみ  
東京都千代田区富士見2-10-2

氏名

株式会社インターネットイニシアティブ

代表取締役社長 かつ 勝 えい 栄 じ 二 ろう 郎

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



該当箇所	意見
<p>・電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案</p> <p>－電気通信事業法施行規則第23条の9の3第2項</p>	<p>精算接続料は毎年12月末までに、予測接続料は毎年2月末までにそれぞれ届出されることに賛同します。</p> <p>二種指定事業者からの情報開示時期の早期化・明確化が実現することは、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。</p>
<p>・電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案</p> <p>－第二種指定電気通信設備接続料規則 第6条第3項</p>	<p>将来原価方式による接続料の算定期間が3年となることに賛同します。</p> <p>接続料はMVNOの事業運営において大きなウェイトを占めるため、3年という中期的な接続料が見通せるようになること及び毎年度その見通しが更新されていくことは、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。</p>
<p>・電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案</p> <p>－第二種指定電気通信設備接続料規則 第13条</p>	<p>将来原価方式により算定する接続料の対象について、データ伝送交換機能のうち「回線容量単位接続料」と「回線数単位接続料」の2つとすることに賛同します。</p>
<p>・電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案</p>	<p>5G-NSAにおける接続料の算定は、10月21日の「モバイル市場の競争環境に関する研究会（第19回）」でも、構成員より5G単独で計算した場合に5Gの当初の接続料が高くなる可能性があるとの発言があり、現時点ではその正否、およびその水準を予測するに足る情報をMVNOで持ち得ていないことを懸念しております。</p> <p>5Gの接続料が将来原価方式に際してどのような影響があるのか、引き続き同研究会において、5G接続料のMVNOへの賦課にかかる考え方について議論が尽くされ、またMVNOに十分な情報開示がなされることを要望します。</p> <p>その議論に当たっては、既存のMVNOの4Gの事業運営およびその接続料に影響が及ばないことが当然と考えます。</p>

<p>・平成 28 年総務省告示第 107 号（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>－第 2 条（開示される情報）</p>	<p>二種指定事業者への開示請求があった場合の開示情報に「原価、利潤及び需要における実績に対する予測比率」と「予測値の具体的な算定方法」の 2 つが追加されたことに賛同します。</p> <p>いずれの情報も、MVNO の事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。</p>
<p>・平成 28 年総務省告示第 107 号（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>－第 3 条（開示の方法）</p>	<p>二種指定事業者への開示請求があった場合の開示情報のうち、「需要の前年度対比」の更新時期が毎年 9 月末までとなることに賛同します。</p> <p>需要の対前年度比の情報開示は、予見性確保の観点から必要であるものと考えます。</p>
<p>・MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成 14 年 6 月策定）の改定案</p> <p>－（2）2）イ（オ）コ 将来原価方式を用いた算定</p>	<p>ガイドライン改定案に賛同します。</p> <p>「予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと MVNO の経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNO と二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づき MVNO が経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。」とガイドラインに明文化いただいたことは将来原価方式の運用に当たり、適切であると考えます。</p>
<p>・MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成 14 年 6 月策定）の改定案</p> <p>－（2）2）イ（オ）コ 将来原価方式を用いた算定 [脚注]45</p>	<p>ガイドライン改定案に賛同します。</p> <p>予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を継続的に行うことが適当と考えます。</p> <p>仮に検証において適正性に疑義がある場合は、更なる制度整備の検討を進めていただくようお願いします。</p>
<p>・MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に</p>	<p>ガイドライン改定案に賛同します。</p> <p>総務省においては、二種指定事業者における MVNO への情報提</p>

関するガイドライン（平成14年6月策定）の改定案  －（2）2）イ（オ）コ）c MVNOへの情報提供	供への取組が円滑に行われているかを継続的に注視していただくよう要望します。
---	---------------------------------------

以 上

意見書

令和元年 10 月 28 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003  
住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと 代表取締役社長 高橋 誠  
メールアドレス

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。  
(文中では敬称を省略しております。)

## 電気通信事業法施行規則

該当箇所	意見
<p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の提出)</p> <p>第二十三条の九の三 [略]</p> <p>二 前項の接続約款を変更しようとする者が第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第一項の規定により、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)又は精算接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。)を計算し、当該予測接続料又は当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者である場合における前項の規定の適用については、同項中「その実施の日の七日前までに」とあるのは、当該予測接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。)の経過後十一月以内に」と、当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。)の経過後九月以内に」とする。</p>	<p>将来原価方式による予測接続料算定に加え、予測と実績の乖離の調整に必要となる実績原価による生産接続料の算定も必要となってくるなど、単純に倍の算定作業を要することから、届出期限については、努力目標という位置付けに留め、柔軟な運用がされるべきと考えます。</p>

## 第二種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所	意見
<p>(接続料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、次の各号に掲げる接続料の算定方式の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 実績原価方式 一年</p> <p>二 将来原価方式 三年</p>	<p>モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。</p> <p>また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できないばかりか、2年度先、3年度先の予測値は実際に適用されることもありません。</p>

	<p>結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、事業者の過度な負担とならないように、将来原価方式での算定期間は「一年」にすべきと考えます。</p>
<p>(データ伝送交換機能の接続料) 第十三条 [略] 2 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第一号及び第二号に掲げる部分(以下「将来原価方式対象機能」という。)の接続料は、将来原価方式を用いて算定する接続料及び実績原価方式を用いて算定する接続料を設定するものとする。 3 将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料(以下「予測接続料。’)は、三事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。 4～7 [略]</p>	<p>データ伝送交換機能のうちの回線管理に係る接続料(第四条第二項第二号に掲げる部分)については、これまでもほとんど変動せず、場合によっては値上げとなっていることから、将来原価方式による接続料算定に馴染まないと考えます。このため、将来原価方式の採用は、データ伝送交換機能のうちの回線容量に係る接続料(第四条第二項第二号に掲げる部分)に限定するべきと考えます。</p> <p>モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。</p> <p>また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できないばかりか、2年度分、3年度分の予測値は実際に適用されることもありません。</p> <p>結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、事業者の過度な負担とならないように、将来原価方式での算定期間は「一年」にすべきと考えます。</p>

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

該当箇所	意見
<p>2 電気通信事業法に係る事項 (2)MVNOとMNOとの間の関係 2) 事業者間接続による場合 イ 二種指定事業者の接続に係る規律 (オ) 接続料の算定 コ) 将来原価方式を用いた算定 [略]</p>	<p>予測値算定の考え方として、接続料算定に適切に反映することが望ましいとされている「算定時点において判明している接続料に影響を与え得る要素」として、加速償却・除却・減価償却方法の変更等会計方針及び会計基準の変更等が例示されておりますが、インサイダー情報となりうる極めて秘匿性の高い情報については、可能な範囲で対応するものと理解しております。</p>

<p>b 算定方法</p> <p>予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。</p> <p>具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。</p> <p>[略]</p>	
<p>c MVNOへの情報提供</p> <p>予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。</p>	<p>MVNOへの情報提供に際しては、情報漏洩により公正競争が阻害されないよう秘密保持契約の締結などにより担保することが必要ですが、特に同一法人であるMNOによるMVNOとしての他のMNOネットワークの利用については、秘密保持契約だけでは担保しきれないため、情報の目的外利用の禁止について、ルールの明確化が必要と考えます。</p>
<p>[脚注]</p> <p>43～44 [略]</p> <p>45 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることに</p>	<p>現在の各二種指定事業者の接続料算定は、会計監査等により各事業者がそれぞれ適正性を担保したものであり、事業者によって事情が異なることも考えられることから、他事業者との単純比較等による検証の結果により見直しを求められることは適切ではないと考えます。</p> <p>また、単年度分の予測と実績の乖離の状況、検証結果のみをもって、算定方法の見直しを求められることも不適切であると考えます。</p>

<p>ならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。</p>	<p>予測と実績の乖離の調整の在り方については、4Gから5Gへの大きな市場変化の中で複数の事業者で競争しているモバイルにおいては、安定的なNTT東西の接続料に比して予測が極めて困難になると考えており、この想定を踏まえれば、精算制度であれ、乖離額調整制度であれ、予測と実績の乖離の調整は必須であると考えます。</p>
--	---

以上